

◎掛金（前受金）保全について

互助会は、割賦販売法に基づき経済産業大臣の許可を受けた事業者です。そのため、加入者の権利保護を目的とした種々の施策を行なっています。

許可事業者

互助会は、割賦販売法第12条の規定に基づき経済産業大臣の許可を受けて営業しています。

前受金保全措置

互助会は、割賦販売法に基づき前受金の1/2を供託等で保全する義務を負っています。

供託先は、(1)法務局、(2)経済産業大臣の指定する指定受託機関（保証会社）、(3)銀行等となっています。

互助会加入者施行支援機構

①役務保証機能

全互協に加盟している互助会が、経営を継続することが困難となった場合、他の互助会が会員を引き受けて、加入者の権利である冠婚葬祭の施行を実施するシステムです。

システムの内容は、互助会加入者施行支援機構に加盟している互助会が、基金を積み立てて、加入者の権利保護を図っています。

②儀式施行安心ネットワーク機能

全互協では、互助会の加入者（互助会会員）が安心してご利用頂くためシステムを構築しています。

このシステムは、地震、風水害、事故、火災、その他何らかの理由で加入している互助会が結婚式やお葬式など冠婚葬祭に係る役務サービス等を施行することが出来なくなった場合でも、同じ地域の他の加盟互助会がその互助会に代わって役務サービス等を施行します。全国のネットワークを活かして、互助会の加入者（互助会会員）の役務サービス等を受ける権利を保護する制度です。

互助会契約者保護機構

互助会加入者施行支援機構の枠組みで対応できない資金負担や保証負担をカバーできるよう設立し、事前に速やかな会員移籍を行うことで、会員保護を行っております。このシステムは予防システムであり、会員保護と引受会社の選定の幅を拡げること等に重点を置いています。

全互協の前受業務保全企業内積立金制度

加入者の権利保護をより一層強化するために創設された制度です。この制度は、全互協に加盟する互助会が現預金等の流動性の高い資産を企業内に内部留保するもので、互助会各社の経営基盤の強化を図り、更なる加入者の権利保護を図る制度です。